質疑回答書 (受付順)

自動体外式除細動器(AED)の賃貸借及び保守に係る一般競争入札(条件付)について

質疑No. 1~ 2 令和7年10月10日更新 質疑No. 3~ 4 令和7年10月17日更新 質疑No. 5~15 令和7年10月21日更新

	<u>. 5~15 令和7年10月21日更新</u>	
質疑No.	質疑事項	回答
1	令和3年にオートショックAEDに関しては別紙のとおり厚生 労働省から使用にあたっての注意文書が発行されております。	本件、仕様書の変更要望として質問されていますが、非医療者による現場対応でショックまでの時間短縮が期待でき、除細動までの時間短縮が生存率に直結する点を重視し、仕様書
	9。 健常者、障がい者わけへだてなく使用できるよう71台すべて 液晶付きAEDに変更していただくことを要望します。	神動までの時間短輪が生存学に直結する点を重視し、11棟書の変更は行いません。
2	宮崎県の公立問わず各高校様もここ数年PTAや地域住民等の利用もふまえてAEDの屋外設置校(玄関付近やグランド等)が増えております。 オートショックAEDはまだ普及率の低さから、一般に認知されておらず、使用時の感電の可能性も指摘されているのが	本件、仕様書の変更要望として質問されていますが、非医療者による現場対応でショックまでの時間短縮が期待でき、除細動までの時間短縮が生存率に直結する点を重視し、仕様書の変更は行いません。
	現状です。 できれば高齢者や障がい者問わず使用方法が誰でもわかりや すい液晶ガイダンス付きAEDへの変更(下記内容へ変更) をご検討いただければと思います。	
	6 装置の規格等 (12) 装置の使用方法をイラストでインストラクションする液晶画 面が搭載されており、装置の使用方法を音声ガイドと同期し てサポートする機能を有すること。	
3	質疑の内容が伝わってなかったようですので 再度お伝えしますが、オートショックの仕様(ボタンを押さなくてもショックができること)の部分をはずしてくださいという内容ではなく	仕様書の変更は行いません。なお、納入しようとする機器構成が全台とも仕様書6(12)の要件を満たす液晶付きAEDであっても仕様を満たすものとします。
	オートショックAEDには液晶ガイダンス付きAEDと液晶ガイダンスなしAEDがあるので感電等を防ぐためにも支援学校だけでなく、すべての設置先に液晶ガイダンス付きオートショックAEDに変更できないかという内容です。	
	現在の仕様書だと 液晶付きAEDが5台で液晶なしAEDが66台ということになってます。	
4	ご回答内容はオートショックを外せないとなっておりますが ご質問はオートショックはまだ認知度が低く、ショック時に 危険が伴う為支援学校だけではなく全て液晶表示のガイダン スがあった方がよろしいのではないですかということです。	仕様書の変更は行いません。なお、納入しようとする機器構成が全台とも仕様書6(12)の要件を満たす液晶付きAEDであっても仕様を満たすものとします。
5	入札説明書4 (6)	可とします。
	仕様書6 (16)、7 (6) 「保守」とありますが、保守の内容は定期消耗品の期限前交換や、使用時の消耗品補充、万一の際の代替機準備、加えてお客様からのご相談やお問合せに対応できるコールセンター(24時間365日)があり、必要に応じて弊社担当者が対応すればよろしいでしょうか。	
6	入札説明書4 (6)	可とします。
	「点検」とありますが、平成21年4月16日厚生労働省通知「自動体外式除細動器 (AED)の適切な管理等の実施について」で求められるのは、①ステータスインジケーターのチェック、②パッドの使用期限チェック、③バッテリ残量のチェックであり、応札予定のAEDはセルフテストで十分に対応していますので人員による点検は不要としてよろしいでしょうか。	
7	入札説明書4(6) 「修理」とありますが、機器の異常が発生した場合は、弊社 コールセンターに連絡いただくことで、状況を確認のうえ機 器交換を行い、原状復帰します。 そのため、修理業の許可は 不要との認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおり なお、当該入札の参加条件に医療機器修理業許可を要件とし ておりませんが、機器の修理や交換等を行う際は関係法令等 を遵守してください。

質疑No.	質疑事項	回 答
	世様書6 (8) 「毎日自動で行うセルフチェック機能」 「スピーカーテスト等」とありますが、スピーカーは毎月のセルフテストでチェックしていればよろしいでしょうか。	可とします。
9	仕様書6(16) 別紙様式1(裏) 賃貸する方式について1 「リース」「三者間で締結」とありますが、弊社は、AEDを 含む高度管理医療機器の販売業・賃貸業許可を取得していま すので、リース会社を介さず直接、お貸しする賃貸借契約と してよろしいでしょうか。	可とします。
10	仕様書6 (16) 「収納ボックスには〜ラベルを貼り付けること」とあります が、弊社では、AED本体および消耗品の使用期限を管理してお り、それぞれ使用期限が切れる前に新しい消耗品を設置先に 補充(送付)する運用です。	収納ボックスへのラベル貼付は必須です(仕様書6(16))。ただし、御社の運用(本体・消耗品に管理タグ等を同梱する方式)を併用することは差し支えありません。また、ラベルはテプラ等での貼付でも可とします。
	また弊社製のAED キャリングケースに弊社ロゴと連絡先を記載した維持管理タグを結わえ、ケースの内にはお問い合わせ時に必要なお客様コードを記載した名刺サイズの用紙を添付していますので、収納ボックスへの改めてのラベル貼り付けは不要とさせていただいてもよろしいでしょうか。	
11	いでしょうか。 仕様書7 (1) (イ) 「専用キャリングケース」とありますが、メーカー純正品と デザインは異なりますが、機能は同じ (AED 本体、予備電極 パッド、レスキューキット収納など) 弊社製のキャリング ケースでもよろしいでしょうか。	専用キャリングケースは、AED専用の物であり、かつメーカー 純正品と機能が同等以上であれば御社製ケースでも可とします。
12	仕様書7(2) 「装置収納ボックス」とありますが、設置場所は屋外設置の 箇所があるとお伺いしています。AEDの動作条件は-5℃~50℃ で屋外設置の場合は温度管理機能のあるボックスを収納する 必要があるため、屋外設置と屋内設置の場所の内訳を教えて いただけますでしょうか。	現在の屋外設置は5台です。しかし、詳細な設置位置については、設置時に施設管理者より指示を行うため、仕様書別添「自動体外式除細動器設置場所一覧」記載の設置場所の範囲内で、本物件設置時に現在屋内設置のAEDであっても屋外設置になる可能性があります。なお、屋外設置を行う場合はボックスの直上に屋根がある場所を想定しています。
	・屋外設置のボックスについて 飯田電子設計製の屋外ボックスAED500KとAED500KBでもよろし いでしょうか。	可とします。
	また、AED500KBを固定する床材は木材あるいはコンクリート でしょうか。 床材が木材あるいはコンクリート以外の場合は、床固定の可 否および予算の調査が必要なためお教えください。	詳細な設置位置は、設置時に施設管理者より指示を行うため 未定です。なお、コンクリートおよび木材以外の床材は想定 していません。
	・屋内設置のボックスについて 弊社取扱いのAED 壁ボックス(AE-B0050)とAED自立型ボックス(AE-B0010)でよろしいでしょうか。 またAEDボックス(AE-B0010)に関して床固定は不要でよろしいでしょうか。 なお床固定が必要な場合、固定する床材は木材あるいはコンクリートでしょうか。 床材が木材あるいはコンクリート以外の場合は、床固定の可否および予算の調査が必要なためお教えください。	可とします。 自立型ボックスは床固定不要です。
13	仕様書7 (5) 「交換」とありますが、消耗品の定期交換は、使用期限を迎える前に、QRコード読取で交換要領が分かる案内文書と新しい消耗品を弊社負担で設置先に送付、消耗品は設置先のご担当者に交換して頂き、同梱の返送伝票で古い消耗品を返送頂く運用でよろしいでしょうか。	可とします。
14	仕様書9(2) 「賃貸借機の返却にかかる費用」とありますが、壁ボックス 取付時の穴は、ビス穴の補修程度と考えてよろしいでしょう か。	返却時の原状復帰について、壁ボックス取り付け箇所の穴に 関しては、通常はビス穴等の補修(元の状態への復旧)で差 し支えありません。大規模な修繕が必要な場合は個別協議と します。

質疑No.	質疑事項	回 答
15	仕様書 10 (2) 「救命講習の依頼があった場合は対応すること」とありますが、救命講習を行う場合は別途実費を請求させていただくことは可能でしょうか。 上記承認いただけない場合、具体的な回数や需要者の人数を教えていただけますでしょうか。弊社での見積価格試算に必要なためお願いします。	了承します。